

上告状兼上告受理申立書

平成28年11月18日

最高裁判所 御中

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上告人ら兼上告受理申立人ら代理人弁護士

		原 田 彰	好
同		籠 橋 隆	明
同		長 谷 川 鉦	治
同		白 川 秀	之
同		間 宮 静	香
同		栗 山 知	知
同		鋸 口 崇	慎
同		御 子 柴 慎	崇
同		横 江 洋 一 郎	介
同		日 高 祐	然
同		齋 藤 自	意
同	訴訟復代理人弁護士	喜 多 徹	正
同		松 本 勝	増
同		吉 本	
同		宮 本	

第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求上告兼上告受理申立事件

訴訟物の価額 160万円

ちょう用印紙額 2万6000円

上記当事者間の福岡高等裁判所那覇支部平成27年（行コ）第7号（原審・那覇地方裁判所平成23年（行ウ）第17号，同第18号事件）第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求控訴事件について，平成28年11月8日に言い渡された判決は，全部不服であるから，上告を提起するとともに，本件を上告審として受理することを申し立てる。

第1 原判決の表示

主 文

- 1 原判決主文第2項ないし第4項を次のとおり変更する。
 - (1) 甲事件に係る訴え（控訴人當間美樹に関する部分を除く。）のうち，別紙1「中城湾港（泡瀬地区）埋立事業に関する公金支出金内容一覧」記載の公金の支出，契約の締結又は債務その他の義務の負担行為の差止めを求める部分を却下する。
 - (2) 乙事件に係る訴えのうち，別紙2「委託調査リスト」記載の公金の支出，契約の締結又は債務その他の義務の負担行為の差止めを求める部分を却下する。
 - (3) 甲事件控訴人ら（控訴人當間美樹を除く。）及び乙事件控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は，第1，2審を通じて，甲事件控訴人ら（控訴人當間美樹を除く。）と被控訴人知事に生じた費用は甲事件控訴人ら（控訴人當間美樹を除く。）の負担とし，乙事件控訴人らと被控訴人市長に生じた費用は乙事件控訴人らの負

担とする。

- 3 甲事件に係る訴訟のうち控訴人當間美樹に関する部分は，平成28年4月10日同控訴人の死亡により終了した。

第2 上告の趣旨

- 1 原判決を破棄し，さらに相当の裁判を求める。

第3 上告受理申立の趣旨

- 1 本件を上告審として受理する。
- 2 原判決を破棄し，更に相当の裁判を求める。

第4 上告の理由及び上告受理申立の理由

追って提出する。

添付書類

- 1 上告状兼上告受理申立書（副本） 2通
- 2 訴訟委任状 372通